



## 「若者を狙った悪質商法にご注意！」

～成年年齢引下げを踏まえて～

道徳 消費者教育 家庭科 社会 総合

- (1) ねらい
- ① 悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する知識を、専門の相談員から分かりやすく説明を受け、理解度を高める。
  - ② 消費者センターに寄せられた相談事例を通して学ぶことで、「自分ごと」として考える力を育み、消費者トラブルを未然に防ぐ。
  - ③ 契約に関する基礎知識を学ぶことで、消費者トラブルに遭った際の対応力を身に付ける。

- (2) 対象
- ・小学5年生～中学3年生
  - ※ 保護者の方にもご案内ください。  
保護者・地域対象の講座も行います。



- (3) 講師 墨田区消費生活相談員

- (4) 形式 所要時間1単位時間（土曜授業可）
- ・クラス単位、複数クラスでも可能
  - ・教室・集会室などで実施
  - ・実施可能な日時は午前9時～午後4時30分まで（土・日・祝日を除く）

- (5) 内容
- ① 若者に多い消費者トラブル
    - ア インターネット・スマートフォン・SNS をきっかけとしたトラブル事例
    - イ 脱毛エステ・美容医療
  - ② 契約の基礎知識
  - ③ お金の使い方などの金融教育



- (6) 費用 「無料」
- すみだ消費者センターの事業の一環として無料で実施します。  
事後に、「感想文」を送っていただきますようお願いいたします。

- (7) 申込み 実施日1ヶ月前まで ⇒ホームページトップページ「申し込みフォーム」から  
すみだ消費者センターの担当者の方には、本部から連絡を取らせていただきます。  
詳細の打ち合わせは、すみだ消費者センターの方と学校の担当者で行ってください。

【問合せ先】：すみだ消費者センター ☎03-5608-1516